

さぬき市土地改良区定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 会議（第7条—第16条）
- 第3章 役員（第17条—第24条）
- 第4章 経費の分担（第25条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区の名称は、さぬき市土地改良区とする。

2 この土地改良区の認可番号は、香川第296号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、次の表に掲げる地域の田、畑（当該地域内にあ
る土地のうち土地原簿に記載されていない土地を除く。）とする。

| 市名 | 大字名 | 字名 | 地域 |
|------|-----------|--|--------|
| さぬき市 | 津田町 津田 | 琴林、御座田、雨滝、蟹甲、流田、北上所、西畑、南比与田、南上所、北比与田、上川北、下川北、南羽立、汐田、中羽立、北羽立、北原、吉見、平畑、前坂、松尾、江泊、円山、曾根、瀬ノ下、猪塚、萱落、上野 | 一円の田、畑 |
| | 津田町 鶴羽 | 薬師堂、西山、相地、西代、大池、相極、隠谷、東代、鶴部、鳶谷、一本松、岡端、明後谷、尾白谷、葬婆谷、馬場、中谷、東良谷、地太、長谷、箱谷、小路、青木 | |
| | 大川町 南川 | 下西地、原房、一の瀬、西地、内間、横井、僧谷、政國、黍谷、 | |

| | | | |
|--|------------|---|--|
| | 大川町 富田中 | 奥福家、馬地、大阪谷、大森、森ヶ奥、星越、山ノ神、荒相、辻当、長尾、葎、唐谷、横峰、国ヶ平、大樅、西割谷、猪手尾 | |
| | 大川町 富田西 | 宮内、奥宮内、東宮内、森清、奥柴谷、南柴谷、柴谷、谷、土井端、端川東、石佛、太田、内間、千町、内間免西、牛田、垂松、上並松、羽鹿、羽鹿谷、西岡、弥勒、三ツ石、奥弥勒 | |
| | 大川町 富田東 | 吉金、砂田、大井、古枝、牛田、産地、平蔵、平尾、丸山、上筒野、下筒野、大道、寺田、末行、平碓 | |
| | 大川町 田面 | 坂の下、日浦、奥谷、中井谷、大条、船原、向井、友近、田代、東山、釜石、上北地、下北地、火山 | |
| | 志度 | 王子、本村、上本村、西立割、金底、寺尾、立割、作蔵、上村、川南、枝谷、山田、猿田、鮎埴、上鮎埴、中落、山谷、鴨里、豊田、新池、空池、作蔵奥、宗延、藤ヶ手尾、青木、上青木、恵利、新名、東碎石、棚岩、碎石、長谷、胡麻原、上碎石、銀杏股、滝ヶ谷、八町、小殿、森行北地、森行、上森行、北森行、日ノ裡、北日ノ裡、千婆ヶ獄、八幡口、上八幡、柿ヶ平間、横峯、中横峯、八幡、下不粉、上不粉、不粉、森行大谷、通谷、鳴石、芦谷 | |
| | | 越窓、石塚、珠橋、御所、田中、寺町、石立、塩屋、堂林、淡海堀、天野峠、八ツ池、平谷、西 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>末 鴨庄</p> <p>小田</p> <p>鴨部</p> <p>寒川町 石田東</p> | <p>渚、赤馬崎、入江、正面、渚田 尻、花池尻、姥ヶ池、竹林下、 清水、峰堂、犬ノ谷、雨乞山、 茶臼山、藤井、鬼山、渚田、堀 切、長谷、平竹、大蔭、葭池、 カシキ、大將軍、牛ノ背、宗林 堂、小坂、幸田、稻荷越、長行 池、鳥打谷、道池、長行、玉浦 東内間、山田、西内間 大串、堀切、林中、日与次、長 浜、明神、新開、西新開、桑崎、 大谷、真如堂、焼山、北地、池 奥、姥ヶ谷、新池奥、池尻、天 神、丸山、横井、官府、銭山、 上横井、小池、不動寺、山脇、 鈴原、川西、小方峠、中山田、 鯉渚、新田沼、新田峠、手箱、 浦手箱、白方、西白方、北白方、 伯父ヶ浦、蜂ヶ浦、穴子、北室 沖、室沖、西泊、東泊、西奥谷、 北野田、寺山下、小方、野田、 東天神、大人、神明谷、小串 釜居谷、野々浦、楡ノ木、小田、 大空、奥ノ谷、浦、中西、興津、 筈張、松ヶ谷 川田、秋友、内間、道下、川古、 神ノ奥、成山、鳥田、六番、西 山、池ノ内、坂子、九条、上内 間、下内間、亀甲、西上月、能 徳、白川原、深谷、中尾、宝蔵 坊、北大笹、南大笹、赤坂、東 上月、談議所、北谷、南谷、北 山田、南山田、猿橋 鳥田、地蔵、横内、東山王、風 配、大角、東原、加藤、中尾、 長原、極楽寺、下門入、東門入、</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|--|------------|--|--|
| | | 西門入、板ノ尾、越太尾、打見、衰神、池ノ内、切池、所谷、御田神辺、森広、本村、布勢、長尾谷 | |
| | 寒川町 石田西 | 山王、橋方、中所、堺天王、西天王、中天王、東天王、醍醐、上池、上内、女体、下山田、上山田、浪指、吉野、大末、打越、小倉、花ノ山、道味 | |
| | 寒川町 神前 | 石井、雨滝、奥、寺尾、宮内、船井、山崎、遊良、新川、南野間、北野間、脇、鹿谷、中村 | |
| | 昭和 | 中井戸、下屋、川東、山田、谷、白羽 | |
| | 造田宮西 | 天神、広瀬、赤渕、内間、石井、相部、西沢甲、西沢乙、長行、岩手、多々連、西谷 | |
| | 造田是弘 | 西下所、東下所、東井手、西井手、川東、西内間、東内間、諏訪、佐古田、北山、川北、甲沢福、乙沢福、丙沢福、相部、川西 | |
| | 造田野間田 | 東内間、南内間、池田、東山端、中山端、西内間、西山端、造田 | |
| | 造田乙井 | 北山田、西山田、内間、川東、川南 | |
| | 長尾西 | 川北、住吉、福家、森貞、安松、山ノ神、観音、関ノ上、筒井、仲、大地山、辛立、荒井、川原、市、北原、本村、塚原、千原、打越 | |
| | 長尾東 | 将基、古川、高砂、切ノ川、三反地、本村、二本柳、守貞、坊丁、清水、笠堂、島ノ子、川西、尾崎、菜園、寺前、中通、横砂、新開、王田新開、王田、池田、 | |

| | | | |
|--|--------------------------------|--|--|
| | <p>長尾名</p> <p>前山</p> <p>多和</p> | <p>土釜、是行、馬渡、三ツ池、梶ケ上、上ノ池、福良、御林、谷吉、紙漉、堂裏、御飯田、砂池陵、福家、辻、砂山、池尻、松本、中村、土居、石上、寒ノ神、鳳凰佐古、桜谷、寺谷、柿木池、水呑場、西ノ谷、東ノ谷、池ノ内、台ケ山、亀鶴山、東横谷、西横谷</p> <p>大石、牛石、二股、境目、東大石、大井谷、切池、梅畑、叶谷、砂古田、葛野、久保、鷹道、野草場、上葛野、竹ノ谷、桜田尾、花折、兎山、橙、中津、東梅畑、山田、下星越、上星越、西星越、勝光、榎、石尾、西来栖、長淵、大俵、家石、神子谷、座神、堂、下地、落合、土道路、上桜田尾、秣、中谷、通谷、来栖、野反谷、黒部、原田、大日向、以後川、船石、鳥屋谷、下船石、西船石、吉砂古、城右、大畑山、堀切、中塚、金山、道、奥平、昼寝、泉谷、吉砂古谷、桂谷、青木山、蛇ノ尾、古大窪、篠内、桜本、以後谷</p> <p>相草上、相草東、相草西、額北、額東、額西、助光東、助光西、西浦山、竹屋敷、槇川、兼割、菅谷、青木山、東谷、経座東、経座西、力石、力石上、中山上、中山中、中山下</p> | |
|--|--------------------------------|--|--|

(事業)

第4条 この土地改良区は、さぬき市土地改良事業計画（以下「土地改良事業計画」という。）、本定款（以下「定款」という。）、さぬき市土地改良区規約（以下「規約」という。）、管理規程及びさぬき市土地改良区利水調整規程（以下「利水調整

規程」という。)の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 地域全域にわたるため池、出水、用排水路、かんがい排水施設等の新設・改良及び維持管理

(2) 地域全域にわたる農道の新設・改良及び維持管理

(3) 地域全域にわたる区画整理

(4) 地域全域にわたる農用地及び土地改良施設の災害復旧

2 この土地改良区は、前項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設の管理を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県さぬき市に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属するさぬき市の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業(国庫補助事業)に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、66人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、さぬき市土地改良区総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)

第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選及び法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が総代の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の開催回数は、1事業年度において1回とし、3月に開催する。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、この土地改良区の合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集した場合において、総代の定数の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の定数の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代の中から当該総代会において選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第17条 この土地改良区の役員の定数は、理事17人及び監事3人とする。

2 前項に規定する監事の定数のうち、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者でなければならない。

(役員の選任)

第18条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、さぬき市土地改良区役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第19条 理事は、理事長及び副理事長2人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理

する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が定めた順位によりその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な事務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、1事業年度において2回以上、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第23条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が役員全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第24条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

- 2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第26条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

- 2 前項の負担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担

金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第32条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第33条 法第37条の規定に基づく過怠金は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額を徴収するものとする。

- (1) 第25条、第26条、第27条、第30条、又は第31条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めないとき 当該賦課金又は夫役現品に代わるべき金銭の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年4パーセントの割合に乗じて計算した金額に相当する延滞金

- (2) 前条の規定による督促状を發したとき 督促状1通につき100円の督促手数料

- 2 前項の規定による滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(会計担当理事)

第34条 理事会は、理事（理事長及び副理事長を除く。）のうちから、会計担当理事を定める。

(加入金)

第35条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散の時にける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第41条 この定款の規定により書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定め

るところにより、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

(委任)

第42条 この土地改良区の管理運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、認可の日（平成30年1月31日）から施行する。

(事業年度についての特則)

2 この土地改良区の設立当初の事業年度（以下「設立当初年度」という。）は、第38条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(監査についての特則)

3 設立当初年度における監査は、第21条の規定にかかわらず、実施しないものとするができる。

附 則（第3回通常総代会で議決）

(施行期日)

1 この定款は、認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。

附 則（令和4年度臨時総代会で議決）

この定款は、認可の日（令和4年6月23日）から施行する。

附 則（第8回通常総代会で議決）

この定款は、認可の日（令和7年5月21日）から施行する。

附 則（第9回通常総代会で議決）

この定款は、認可の日（令和8年3月31日）から施行する。